

## (2) 経営協議会

### ① 設置の趣旨（目的）及び組織

#### ア 組織設置の趣旨（目的）

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第 20 条の規定により、平成 16 年 4 月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則、学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

#### イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長、学長が指名した理事（2 人）、学長が指名した副学長（1 人）、学長が指名した職員（2 人）、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7 人）の計 13 人で構成している。

令和 3 年度における経営協議会委員（職名は令和 4 年 4 月 1 日現在）は、次のとおりである。

議長	林 泰 成	学長
	中 山 勘次郎	理事 兼 副学長
	出 口 利 定	理事
	天 野 和 孝	理事 兼 副学長
	渡 部 洋一郎	副学長
	矢 崎 雅 之	事務局長 兼 副学長
	有 松 育 子	元国立教育政策研究所所長
	伊 藤 利 彦	ふるさと上越ネットワーク会長
	小 原 芳 明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	近 藤 研 至	文教大学教授
	佐 藤 人 志	新潟県小学校長会会長・上越市立大手町小学校長
	高 橋 信 雄	上越商工会議所会頭
	中 川 幹 太	上越市長

### ② 運営・活動の状況

#### ア 委員会等の開催状況

令和 4 年度は次のとおり 8 回の会議を開催した。

- ・ 第 83 回 令和 4 年 4 月 22 日（金）～ 4 月 28 日（木）
- ・ 第 84 回 令和 4 年 5 月 19 日（木）～ 5 月 27 日（金）

- ・ 第 85 回 令和 4 年 6 月 6 日 (月)
- ・ 第 86 回 令和 4 年 9 月 8 日 (木) ～ 9 月 16 日 (金)
- ・ 第 87 回 令和 4 年 10 月 24 日 (月)
- ・ 第 88 回 令和 5 年 1 月 23 日 (月)
- ・ 第 89 回 令和 5 年 3 月 13 日 (月) ～ 3 月 20 日 (月)
- ・ 第 90 回 令和 5 年 3 月 23 日 (木)

#### イ 審議された主な事項

令和 4 年度の主な審議事項は、①人事関係規則の一部改正、②国立大学法人上越教育大学会計規則等の改正、③国立大学法人業務実績評価（第 3 期中期目標期間終了時評価）、④第 4 期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定、⑤令和 3 事業年度決算、⑥令和 5 年度概算要求、⑦第 4 期中期目標期間における外部資金の獲得増加に向けた取組、⑧第 3 期中期目標期間繰越積立金の令和 4 年度執行計画、⑨令和 4 年度学内補正予算（第 1 次）、⑩国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告（令和 4 年度）、⑪令和 4 年人事院勧告への対応、⑫給与関係規則の一部改正、⑬授業料その他の費用に関する規程の一部改正等、⑭インフラ長寿命化計画（行動計画）策定、⑮令和 4 年度学内補正予算（第 2 次）、⑯令和 5 年度学内予算編成方針、⑰非常勤職員給与の改定、⑱大学設置基準の改正に伴う基本規則及び学則の改正、⑲大学院授業科目早期履修学生の入学料免除関係規則の一部改正、⑳令和 5 年度自己点検・評価の実施計画、㉑キャンパスマスタープラン 2023 策定、㉒インフラ長寿命化計画（個別施設計画）更新、㉓役員の退職手当に係る業績勘案率、㉔学長選考・監察会議委員の選出、㉕令和 5 年度学内予算、㉖減価償却引当特定資産の活用 等であった。

#### ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

学内予算など必要に応じ特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

また、議題照会時に、法令上審議すべき事項を示し、審議事項の遺漏がないよう関係組織に促している。

#### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

- 委員への会議資料の事前送付や書面審議を活用することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。